

仙台市定額減税不足額給付金の申請書および 必要書類について【不足額給付金（1）】

申請理由に相当する項目の記入欄（赤枠内）に☑してください。

記号	申請理由	記入欄
A	令和6年分所得税または令和6年度分個人市県民税の更正の請求（修正申告）を行った。	☐
B	令和6年分の確定申告を行った際に控除不足額（④④－④③＞0）が生じた。	☐
C	【確定申告不要であり、なおかつ確定申告をする予定がない方のみ】 令和6年分の源泉徴収票に控除外額が記載されている。	☐
D	令和6年1月1日時点で仙台市に住所を登記している。	☐

【申請方法】

①別紙の留意事項を必ず確認し、赤枠内に必要事項を記入してください。

（あて先）仙台市長

【申請者】

記入日	令和7年	月	日	電話番号	()
※日中連絡が可能な「電話番号」の記入をお願いいたします。					
署名					

※記載内容及び裏面の留意事項をご確認いただき、赤枠内を記入してください。

※記入する際は消えないボールペンをご使用ください。

※申請者ご自身が、フルネームで「署名」してください。

必ず裏面もご覧ください

記載内容や申請方法についてご不明な点がございましたら、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ先

仙台市定額減税不足額給付
専用ダイヤル

0120-065-222

受付時間 平日9:00～17:00

②申請理由(記号A～D)に応じた、次の必要書類を準備してください。

【必要書類】※いずれもコピー可

記号	必要書類
A	【令和6年分所得税の更正の請求(修正申告)をした方】 令和6年分所得税の更正通知書(修正申告書)
	【令和6年度分個人市県民税の修正申告をした方】 令和6年度個人市県民税の(非)課税証明書(仙台市にて発行)
B	令和6年分確定申告書の控え
C	令和6年分源泉徴収票
D	当初調整給付金の算定式および給付金額がわかる書類 令和6年度住民税の(非)課税証明書(令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村にて発行) 令和6年分所得税額等がわかる書類

※Aの方で、令和6年1月2日以降に仙台市へ転入した方は、上記書類のほか、「当初調整給付金の算定式および給付金額がわかる書類」も提出してください。

③赤枠内に必要事項を記載したこの書類と準備した必要書類を同封し、返信用封筒に入れて、下記提出期限までに提出してください。

提出期限

令和7年10月31日(金)まで

※期限までに提出しなかった場合は、不足額を後納することができません。

【留意事項】

1. 不足額給付金の支給を受けるためには、要する範囲で、住民基本台帳情報、税情報の公簿、給付金額について、必要書類を提出する必要があります。あるいは提供します。
2. 申請書の提出について
▶ 申請書を提出いただいた後、仙台市にて審査を行います。
▶ 提出書類に不備がある場合は、仙台市から内容を確認する通知をお送りいたします。
▶ 審査が完了するまで、最長で2か月程度のお時間をいただきます。
3. 支給対象となる方について
▶ 振込口座情報を仙台市にて確認できる場合は、審査完了後に給付金の振り込みを行い、振込日に、「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(封書)をお送りします。
▶ 振込口座情報を仙台市にて確認できない場合は、審査完了後に支給対象となる方へ「振込口座届出書」をお送りします。口座情報等の必要な書類を提出いただいた後に、給付金の振り込みを行い、振込日に「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(ハガキ)をお送りします。
4. 支給対象とならない方について
▶ 「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(ハガキ)をお送りします。
5. 送付先について
▶ 住民票上の住所、または個人市県民税にて送付先を設定されている方は、送付先の住所へお送りします。